

第1節 世界、日本の状況

2015年にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で「パリ協定」が採択され、2016年11月4日に発効しました。

この「パリ協定」は、気候変動枠組条約に加盟する196か国すべての国が参加する2020年以降の気候変動対策の新たな枠組みであり、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して2℃未満(1.5℃以内に抑える努力を迫及)に抑え、今世紀後半に世界全体の温室効果ガス排出量を生態系が吸収できる範囲に収めるという長期目標が掲げられました。

また、生物多様性の喪失や爆発的な人口増加に伴う水や食料、エネルギーやレアメタルなどの資源枯渇問題、さらには地球温暖化に伴う気候変動への対応など、地球規模での課題を解決し、持続可能な社会の形成に世界全体で取り組むため、2015年の9月にニューヨークで開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「我々の世界は変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

このアジェンダでは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、17のゴールと169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(SDGs)」が定められました。国連に加盟するすべての国は、このアジェンダをもとに、2015年から2030年までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発のための諸目標を達成すべく力を尽くすこととしています。

日本においても、内閣総理大臣を本部長とする「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を設置し、政府や地方自治体、企業等の役割を示す「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」や「SDGsアクションプラン」を定めたほか、環境省においても、環境に関連している項目について国内外における施策を積極的に展開することとしています。

2018年4月17日に策定された「第5次環境基本計画」では、新たな文明社会を目指し、大きく考え方を転換(パラダイムシフト)していくことが必要であると考え、SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化するなどの計画の基本的方向性を示しており、パートナーシップを重視した分野横断的な6つの「重点戦略」(経済、国土、地域、暮らし、技術、国際)を設定し、環境施策を展開することとしています。

また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくこととしています。

【プラスチック資源循環戦略】

令和元年5月31日、政府は3R+Renewable(再生可能資源への代替)を基本原則とし、プラスチックごみを削減し資源循環を総合的に推進するための「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。

この戦略はリデュース、リユース・リサイクル、再生利用・バイオマスプラスチックについて、野心的なマイルストーン(目標)を示し、その達成を目指すことで、必要な投資やイノベーションの促進を図ることとしています。

令和元年12月には、本戦略に基づき、関係省令を改定するとともに「プラスチック製買物袋有料化実施ガイドライン」を策定するなど、令和2年7月から予定されている「レジ袋有料化義務化(無料配布禁止等)」へ向けた環境整備を行っています。

【パリ協定長期成長戦略】

政府は、パリ協定に基づく温室効果ガスの低排出型の発展のための長期的な戦略として、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を、令和元年6月11日に閣議決定しました。

この戦略では、最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050年までに80%の温室効果ガスの削減に取り組むこととしています。

この目標の達成に向けては、ビジネス主導の非連続なイノベーションを通じた「環境と成長の好循環」の実現、将来に希望の持てる明るい社会に向けた行動を起こすこと等が重要としています。

【G20大阪サミット】

令和元年6月28日及び29日、日本が初めて議長国を務めたG20大阪サミットは、G20メンバー国に加えて、8つの招待国、9つの国際機関の代表が参加し、国内で開催した史上最大規模の首脳会議となりました。

「気候変動・環境・エネルギー」分野では、2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロとすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」がG20首脳間で合意されるとともに、環境問題・気候変動問題・海洋問題の重要性について認識が共有されました。

【国連気候行動サミット】

令和元年9月23日、深刻化する地球温暖化の抑制を目指す気候行動サミットがグテレス国連事務総長の主宰で開催されました。

このサミットでは、65か国が2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにすることを約束したほか、70か国が2020年までに国別目標を引き上げることを発表しており、同事務総長は各国政府、企業、人々に対してさらなる行動促進を呼びかけました。

【ポスト愛知目標】

平成22年に名古屋市でCOP10(第10回生物多様性条約締約国会議)が開催され、生物多様性保全に係る国際的な対策の枠組みである「愛知目標」(2020年目標)が採択されました。

その後、各国では、愛知目標の達成へ向けさまざまな対策を進め

てきましたが、令和元年に発表されたIPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム)地球規模評価報告書(以下「評価報告書」という。)では、愛知目標の多くが未達成に終わるといった厳しい報告がされるなど、世界的に、生物多様性の取組は定量化しにくく、大きな成果を残せなかったと評価されています。

これを受け、国連の生物多様性条約事務局は、令和2年1月、数値

による定量目標や、評価報告書が指摘した生物多様性の5つの脅威「土地利用」「外来生物」「汚染」「乱獲」「気候変動」への対策、サプライチェーン管理など企業の取組を促す内容を盛り込んだ2020年以降の目標「ポスト愛知目標」の草案を発表し、より実効性のある目標として2030年へ向け取組を強化していく姿勢を示しています。

なお、ポスト愛知目標は、令和2年10月に中国で開催されるCOP15で採択される予定です。

第2節 札幌市の状況

1 市の概況

(1) 地勢

札幌市は、明治2年(1869年)の開拓使設置からわずか140年間に、北海道の中心として都市化が進み、現在では、全道の2%にも満たない面積に全道人口の3割以上が暮らす全国でも有数の大都市(北日本最大)となっていますが、人口密度は政令指定都市の中では比較的low、豊かな自然と都市が共存しているまちです。

南西部は、昭和47年(1972年)札幌冬季オリンピックの会場となった手稲山、天然記念物の藻岩原始林をもつ藻岩山、同じく天然記念

物の円山原始林をもつ円山など、緑豊かな山地が広がっており、市域の過半を形成しています。

東南部では、その南方に広がる山岳の噴火による火山灰で形成された月寒台地や野幌丘陵が展開しており、北東部は、長い間の海進海退により古石狩湾が隆起してできた石狩低地帯が広がっています。南西部山地と東南部丘陵地の間を北部低地へ流れる豊平川によって形成されている豊平川扇状地は、市街地が発達してきた中心的な場所となっています。(図1-1)



図1-1 札幌市の地形 ※生物多様性さっぽろビジョンより

(2) 気候

日本海型気候で、夏季はさわやかで冬季は積雪寒冷を特徴としており、鮮明な四季の移り変わりが見られます。

春は晴天の日が多く街は新緑に包まれ、夏季はオホーツク海高気

圧の影響を受けて朝晩涼しく、梅雨前線による長雨もほとんどない過ごしやすい日々が続きます。

秋はひと雨ごとに気温が低下し、雨量も多くなります。10月には最

低気温が0℃近くまで下がることもあり、10月下旬には初雪が降ります。

12月から2月にかけての冬季は多量の降雪が見られ、最深積雪は約1mで、ひと冬を通しての総降雪量は6mに達します(図1-2)。

平成30年度の降雪量は平年より少なく、冬の気温も2月中旬までは平年並みでしたが、3月は高く、例年より早い雪解けとなりました。

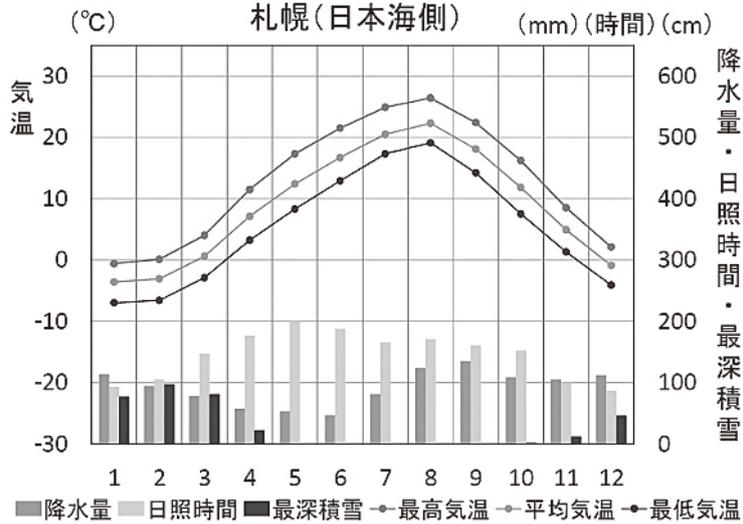


図 1-2 札幌の月別降水量・気温 (1981～2010年の平均値)

※北海道の気候変化【第2版】(2017年3月/札幌管区気象台)

2 札幌市環境基本条例(概要)

札幌市環境基本条例(平成7年12月制定)は、環境の保全に関する基本理念や、市民・事業者・市の責務、施策の基本的な事項などを定めた、札幌市の環境行政の基本となるものです。この条例には、環境基本計画の策定や環境影響評価の措置などを規定しているほか、市民・事業者などの立場から環境の保全に関する市の施策等に関して協議を行う「札幌市環境保全協議会」の設置など、市民参加の仕組みも規定しています。

また、環境基本条例の基本理念を実現するための関連計画は、図1-3のとおりです。これらの計画は相互に役割分担しており、札幌市では、これらに基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に進めています。

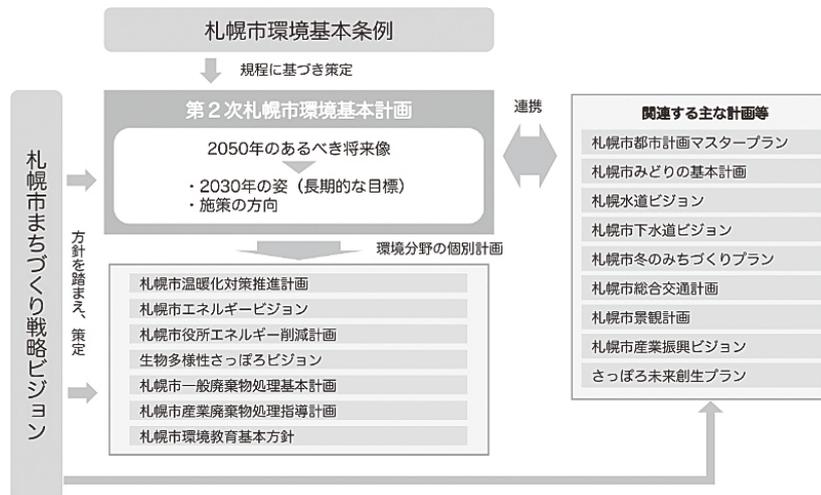


図 1-3 計画の位置付けと関連する主な計画等

※本図は、第2次札幌市環境基本計画(平成30年3月策定)より引用したのですが、計画策定以降、環境分野の個別計画として「さっぽろヒグマ基本計画」、関連する主な計画等として「都心エネルギープラン」等が策定されています。

なお、札幌市環境教育基本方針は、平成31年3月に「札幌市環境教育・環境学習基本方針」へと改定されています。

3 第2次札幌市環境基本計画

(1) 計画の位置付け

札幌市では、上述の「札幌市環境基本条例」に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成10年(1998年)に「札幌市環境基本計画」(第1次計画)を策定しました(平成17年(2005年)に一度改定)。第1次計画改定からおよそ10年が経過し、計画期間が平成29年度で終了することから、本市におけるこ

れまでの環境問題に関する社会情勢の変化に対応するとともに、本市及び地球規模での環境問題の解決や将来に向けた環境政策の更なる推進を図るため、平成30年3月に「第2次札幌市環境基本計画」を策定しました。

<札幌市環境基本条例(抄)>

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、札幌市環境基本計画を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方向
- (3) 環境の保全に関する配慮の指針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

(2) 計画期間

第2次計画における計画期間は、近年の社会情勢の変化や国の地球温暖化対策計画、本市の温暖化対策推進計画における目標年次などを踏まえ、2018年度から2030年度までと設定しました。

(3) 札幌の環境の将来像とその実現へ向けて(計画の体系)

第2次計画では、世界に誇れる環境都市を目指して平成20年(2008年)に宣言した「環境首都・札幌」の趣旨や札幌市環境基本条例、国・北海道における札幌の責務や役割等を踏まえ、2050年のあるべき姿に「次世代の子どもたちが笑顔で暮らせる持続可能な都市『環境首都・SAPPORO』」を将来像として掲げています。

また、この将来像を実現するための5つの施策の柱を設定し、将来像の実現に向けた2030年の姿と施策の方向を示しています。(図1-4)



図1-4 第2次環境基本計画の体系図

(4) 計画におけるSDGsの位置付け

第2次計画ではSDGsの考え方を取り入れ、将来像として「持続可能な都市」を掲げているほか、目指すべき将来像の実現に向けて設定した「5つの施策の柱」毎に、関連するSDGsの各ゴールを示しています。

本計画で示す施策の方向に基づき、環境保全活動が経済や社会等の他課題の同時解決に寄与するというSDGsの視点を持って施策を推進するとともに、課題解決のために様々な主体や地域との連携を図っていくことが重要です。